

世界遺産一覧表への記載に必要なこと

1. 価値の証明

(1) 顕著な普遍的価値

(Outstanding Universal Value)

国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値

(2) 真実性(Authenticity)

オリジナルの状態を維持していること

(3) 完全性(Integrity)

価値を表すものの全体が残っていること

2. 万全の保全措置

(1) 構成資産の法的保護

(2) 緩衝地帯(Buffer Zone)の設定

(3) (包括的) 保存管理計画の策定 等

登録基準 (文化遺産の場合)

- (i) 人類の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示していること。
- (iii) 現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。
- (iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体または景観に関する優れた見本であること。
- (v) ある文化 (または複数の文化) を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている。
- (vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること (ただし、この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。